

議第23号

滋賀県精神医療審査会の委員の任期を定める条例案

上記の議案を提出する。

平成28年 2 月17日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県精神医療審査会の委員の任期を定める条例

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第 123 号）第12条の規定による滋賀県精神医療審査会の委員の任期は、3 年とする。

付 則

- 1 この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に滋賀県精神医療審査会の委員である者の任期は、本則の規定にかかわらず、平成28年 8 月20日までとする。